

函館市学校給食
食物アレルギー対策マニュアル

令和4年9月改訂

函館市教育委員会

はじめに

学校給食は、子どもたちにとって、学校生活における楽しみの一つであるとともに、適切な栄養を摂取のほか、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、将来健全な食生活を実践できるよう学ぶ大切な食育の場でもあります。

しかしながら、食物アレルギーを有する児童生徒にとりましては、この学校給食が、場合によっては生命に関わることもあり、教育委員会や学校など、関係職員が食物アレルギーを正しく理解し、適切な対応に努めることが重要です。

本市におきましては、平成25年12月に「函館市学校給食食物アレルギー対策マニュアル」を策定し、各学校が学校生活管理指導表に基づいて適切な対応が図られるよう努めてまいりましたが、その後、国や北海道から指針が示されたことにより、内容を見直し、この度改訂版を作成いたしました。

各学校においては、引き続き学校全体の取り組みとして、食物アレルギーを有する児童生徒のみならず、すべての児童生徒が安全・安心に学校生活を過ごすことができるよう、本マニュアルの活用をお願いいたします。

本マニュアルの作成にあたり、ご協力いただいた「学校給食における食物アレルギー対策マニュアル検討会議」委員、および関係者の皆様に対し、心よりお礼申し上げます。

函館市教育委員会

目 次

I 食物アレルギーについて	• • • • • P1
1. 食物アレルギーとは	
2. 食物アレルギーの症状	
3. 加工食品等のアレルギー物質について	
II 函館市学校給食の食物アレルギー対応指針	• • • • P2~4
1. 基本的な考え方	
2. 学校における食物アレルギー対応	
3. 給食費	
4. その他	
食物アレルギーを有する児童生徒の給食対応の決定方法	• • P5
III 食物アレルギーに対する学校給食での対応について	• • P6~14
1. 食物アレルギー対応の流れ	
2. 食物アレルギー対応における役割分担	
IV 食物アレルギー発生時の対応について	• • • • • P14~19
1. 発生時の校内体制および役割	
2. 校内の緊急体制について	
3. 事故の未然防止	
【様式1-1, 1-2】食物アレルギー調査票	• • • • • P20~21
函館市版「学校生活管理指導表」（アレルギー疾患用）	
【様式2】面談票	• • • • • • • • • • • • • • • • • P22~23
【様式3】取組プラン	• • • • • • • • • • • • • • • • • P24
【様式4】食物アレルギー対応実施申請書	• • • • • • • P25
【様式5】食物アレルギー記載予定献立表兼食物アレルギー対応連絡票	• • P26
【様式6】食物アレルギー児童生徒集計票	• • • • • P27~28
【様式7】「エピペン®」保管依頼書	• • • • • • • P29
【様式8】除去解除申請書	• • • • • • • • • P30
各種様式について	• • • • • • • • • • • • • • • P31
資料1保険適用の要件／文部科学省通知	• • • • • P32~36

I 食物アレルギーについて

1. 食物アレルギーとは

食物によって引き起こされる抗原特異的な免疫学的機序※を介して生体にとって不利益な症状が引き起こされる現象のこと。

※免疫学的機序：病気の発生に生体の免疫システムが関連している可能性がある場合に、免疫学的機序といいます。

2. 食物アレルギーの症状

(1) 即時型食物アレルギー

食物アレルギーの児童生徒のほとんどがこのタイプに分類されます。原因食物を食べて2時間以内に症状が出現し、その症状はじんましんのような軽い症状から、生命の危険も伴うアナフィラキシーショックに進行するものまで様々な症状があります。

アナフィラキシー	アナフィラキシーとは、アレルギー反応により、じんましんなどの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、ゼーゼー、呼吸困難などの呼吸器症状が、複数同時にかつ急激に出現した状態をいいます。
アナフィラキシーショック	その中でも、血圧が低下して意識の低下や脱力を来すような場合を、特にアナフィラキシーショックと呼び、直ちに対応しないと生命にかわる重篤な状態であることを意味します。

(2) 口腔アレルギー症候群

食後5分以内に口の中の症状が出現するもの。多くは局所の症状だけで回復に向かいいますが、5%程度で全身的な症状に進行することがあります。

(3) 食物依存性運動誘発アナフィラキシー

ある特定の食物摂取後の運動負荷によってアナフィラキシーが誘発され、症状は全身じんましんや血管運動性浮腫など重篤で、複数の臓器・組織にわたる症状が認められるもの。食物摂取単独、あるいは運動負荷単独での発現は認められません。

3. アレルギー物質を含む食品に関する表示について

(食品表示法第4条第1項の規定に基づく食品表示基準等による)

特定原材料／表示義務	特定原材料に準ずるもの／表示を奨励
えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生（ピーナッツ）（7品目）	アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン（21品目）

II 函館市学校給食の食物アレルギー対応指針

1. 基本的な考え方

食物アレルギーを有する児童生徒に対し、文部科学省の「学校給食における食物アレルギー対応指針」および北海道教育委員会の「学校における食物アレルギー対応の進め方」を踏まえ、校長、教頭、学級担任、養護教諭、栄養教諭、学校医等による校内体制を整備し、保護者等や主治医との連携を図りつつ、可能な限り、個々の児童生徒の状況に応じた対応に努める。

2. 学校における食物アレルギー対応

(1) 校内における対応

函館市の学校給食においては除去食・代替食の対応は施設や体制などの課題があるため対応は出来ませんが、学校生活管理指導表の活用に基づく医学的な根拠に基づき、一人ひとりの状況に応じて、①関係教職員（校長もしくは教頭、学級担任、養護教諭、栄養教諭等）による保護者等との個別面談に基づく個別対応方法の決定、②「アレルギー情報を含む献立の詳細な情報提供」など安心して給食を食べられるような体制を構築し、対応することとします。

【定義】 除去食 申請のあった原因食物を除いた給食

代替食 申請のあった原因食物を給食から除き、除かれることによって失われる栄養価を別の食品を用いて補って提供される給食

(2) 食物アレルギー対応委員会の設置

食物アレルギーの対応のため、校内における特別委員会を設置して、体制づくりを図る。

【主な役割】

- ・面談票（別紙様式2）による個別面談の実施
- ・面談内容、「学校生活管理指導表」に基づき、対象となる児童生徒の個別の対応方法（「取組プラン」（別紙様式3））を検討し、決定する。
- ・教職員全員の共通理解を図る。
- ・取り組みの評価見直しを行う。

【構成員】

校長、教頭、学級担任※1、養護教諭、栄養教諭・職員※2等
(可能であれば、学校医、主治医)

※1 学級担任 : 対応が必要な児童生徒が所属する学級の担任

※2 栄養教諭・職員 : 子学校、兼務校の場合は、必要に応じて親学校、本務校の栄養教諭・職員の助言を求める。

【構成員の主な役割】

校長：委員会を設置するとともに、総括する。

教頭：決定された「取組プラン」（別紙様式3）について、全教職員の共通理解を図り、当該児童生徒への対応が適切に行われているか確認を行う。

学級担任、養護教諭、栄養教諭・職員：相互連携し、個別の「取組プラン」を作成し、児童生徒の対応を行う。

【学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）の活用】

食物アレルギーにより給食の全部または一部を食べることができない児童生徒で、保護者等が給食において①「個別面談による個別対応方法の決定」、②「詳細な情報提供」などの対応を希望する場合は、医療機関を受診のうえ、保護者等が学校へ学校生活管理指導表を提出することとします。（費用は保険適用となる場合を除き、保護者等負担）〈P32「別紙1保険適用の要件／文部科学省通知」参照〉

給食の提供においては、アレルギー原因食物の種類、症状の強弱など、学校と保護者等で情報共有するほか、面談を通じ、個別に児童生徒の状況を確認しながら、適切な対応をとることとします。

なお、食物アレルギーを有していても、通常どおり給食を食べられる場合は、学校生活管理指導表の提出は不要とします。

また、食物アレルギーを有していて、症状等に変化がない場合であっても、配慮や管理が必要な間は、毎年、学校生活管理指導表を保護者等に提出してもらうこととし、更新時には返却します。

（3）献立の詳細な情報提供

献立表においては、給食で使用される主要な食材を記載していますが、食物アレルギーを有する児童生徒の保護者等へは、主要な食材以外の食材や加工食品・調味料等も含めて、詳細なアレルギー原因食物の情報を提供します。

また、面談等において、主に加工食品や調味料の食材のほか、調理段階でのコンタミネーションの可能性があることを説明します。

コンタミネーション：食品を生産する際、また、調理の段階で、原材料または食材として使用していないにもかかわらずアレルギー物質が微量混入すること

（4）調理場での特別対応

事故防止のため、調理場での除去食・代替食の調理のほか、揚げ油や調味料など特別対応は行わないこととし、個別面談時などに保護者等へ説明します。

（5）学校生活管理指導表に基づいた給食内容の決定

提出された学校生活管理指導表において、給食での管理が不要と診断された場合は、通常どおり給食を提供しますが、「管理必要」と診断された場合等には、

同指導表の「F その他の配慮・管理事項（自由記述）」の診断のとおり、対応内容を決定します。

基本的な対応方法については、個別面談を経て、当該児童生徒に行う対応の内容を記載した「取組プラン」（別紙様式3）もって決定することとしますが、日々の給食対応については、月毎に保護者等が「食物アレルギー記載予定献立表兼食物アレルギー対応連絡票」（別紙様式5）の対応内容記載欄に記入し、学校へ提出することで、次のように対応することとします。

レベル1 （詳細な献立表対応）

「食物アレルギー記載予定献立表兼食物アレルギー対応連絡票」（別紙様式5）を事前に配布し、それをもとに保護者や担任などの指示又は児童生徒自身の判断で、給食から原因食品を除いて食べる対応。単品で提供されるもの（例 果物など）以外、調理されると除くことができないので適応できない。

詳細な献立表の作成と配布は学校給食対応の基本であり、レベル2の対応でも、あわせて提供すること。

レベル2 （弁当対応）

一部弁当対応

当該献立に対してのみ部分的に弁当を持参する。

完全弁当対応

食物アレルギー対応が困難なため、すべて弁当持参する。

児童生徒が弁当を持参してくる場合には、学校の実状に応じて、弁当を給食時間まで安全で衛生的に管理することとします。

3. 給食費

食物アレルギー対応を行う児童生徒の給食費については、次のとおりとします。

(1) 全食、主食（パン・米飯）、牛乳

喫食できない場合は提供を中止し、原則1年間を単位として給食費を徴収しません。徴収済みの場合は、返却することとします。（年度途中の発症、症状の悪化による中止については隨時対応し、市教委が毎年度通知する各単価をもとに返却します。）

また、提供を中止していた状態から、新たに提供する場合は、上記各単価で徴収します。

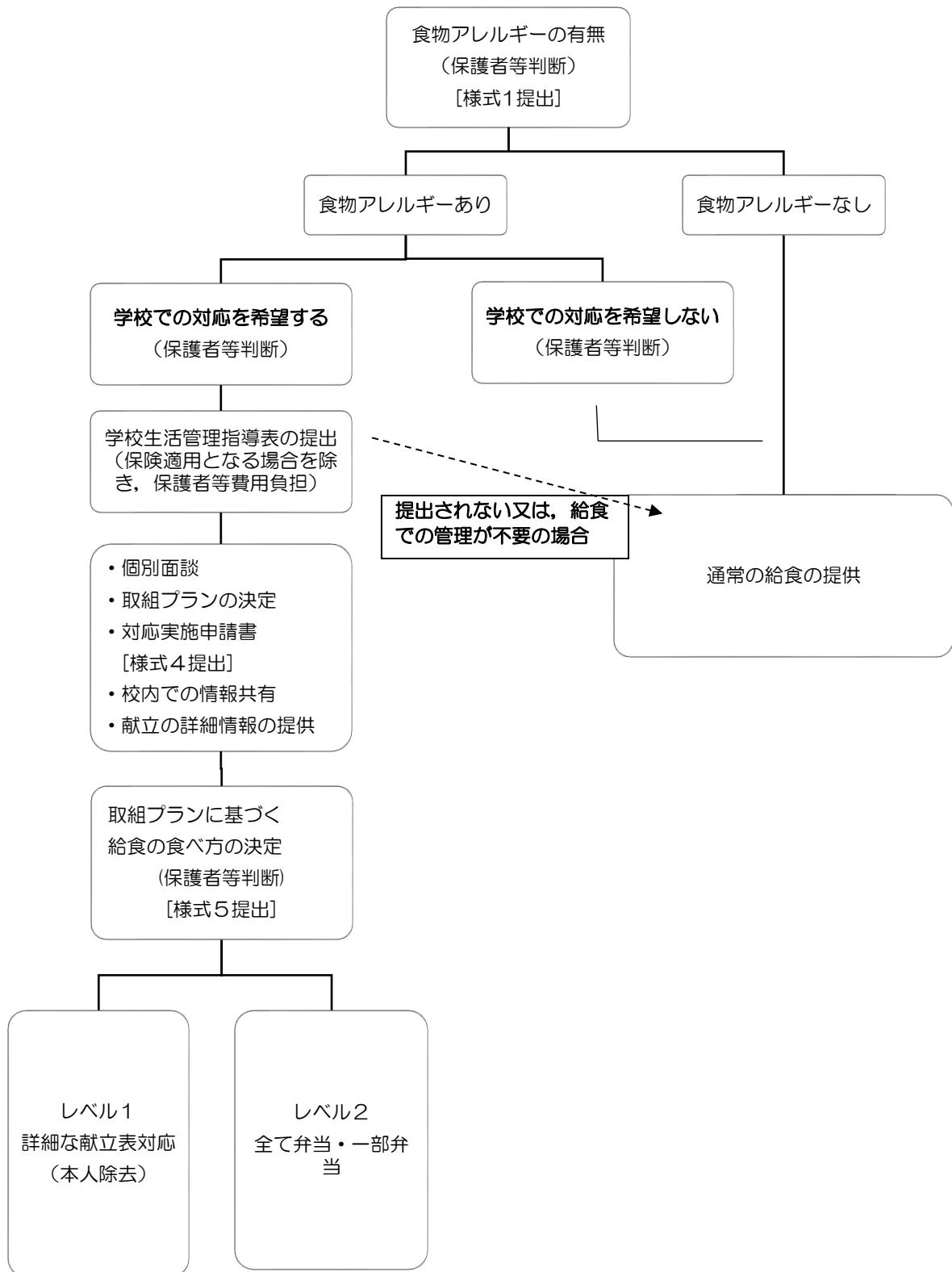
(2) 副食（おかず）

連続5食以上の欠食となる場合には副食代（1食単価から主食、牛乳分の各単価を差し引いた額）を返却します。

4. その他

食物アレルギーの新たな発症や重症化、改善等、児童生徒の状況や必要性に応じ、学校から保護者等へ学校生活管理指導表の提出を促すこととします。

[食物アレルギーを有する児童生徒の給食対応の決定方法]



Ⅲ 食物アレルギーに対する学校給食での対応について

1. 食物アレルギー対応の流れ

学校での食物アレルギー対応では、食物アレルギーを有する児童生徒を正確に把握することです。

学校生活管理指導表の記載事項を基本としながらも、保護者、主治医等からの正確な情報の把握に努め、「食物アレルギー対応委員会」において、校長が適切な対応を決定します。

また、把握した情報は適正に管理し、関係職員の共通理解を図り、事故防止に努めます。

(1) 食物アレルギーを有する児童生徒の把握

①入学時

【小学校・義務教育学校】

- ・入学前に「食物アレルギー調査票」（別紙様式1－1／新規用）により、食物アレルギーを有する児童の把握を行います。

〔 調査票配付：市教委
調査票回収：①市教委（就学時健康診断時）②学校（新入学説明会時）
※①で回収した調査票は、学校へ引き継ぎを行う 〕

【中学校】

- ・小学校において、小学校6年生に対し、「食物アレルギー調査票」（別紙様式1－2／6年生用）を配付・回収し、年度末までに中学校への引き継ぎを行います。（市立中学校以外へ進学の場合を除く）
- ・中学校では、学校対応を希望する児童生徒の保護者等を対象に、個別面談をもとに、対応方法の検討・決定を行います。

②進級時

【小・中・義務教育学校共通】（小学校6年生、中学校3年生、義務教育学校9年生を除く）

- ・学校での配慮、管理が必要で、「取組プラン」を作成している児童生徒については、症状等に変化がない場合であっても、毎年、保護者等へ学校生活管理指導表の提出を求めます。
- ・次年度の学級担任へ正確な引き継ぎを行います。

③転学・編入学時

【小・中・義務教育学校共通】

- ・市外転入の場合は、「食物アレルギー調査票」（別紙様式1－1／新規用）により、食物アレルギーを有する児童の把握を行います。必要な場合、保護者等の了解のもと、転出した学校からの引き継ぎを行います。
- ・市内転入の場合は、転出入学校間で引き継ぎを行います。

- ・市外転出の場合は、「学校生活管理指導表」等の関係書類を保護者等へ返却し、食物アレルギー対応が必要な場合は、転出先に申し出るよう伝えます。

④新規発症時

【小・中・義務教育学校共通】

- ・新たにアレルギーを発症した際には、保護者等から医師の診断に基づいた報告を随時受け、学校生活管理指導表の提出を求めます。

食物アレルギーにより、給食の全部または一部が食べられない児童生徒において、学校生活管理指導表が提出されない場合や保護者等が学校における対応を希望しない場合は、当該児童生徒の情報を整理し、全教職員でその情報を共有し、日常指導の中で相談体制を整え、経過観察や日常的な指導を行います。

(2) 保護者等との個別面談

対象となる児童生徒の情報と、「食物アレルギー調査票」、学校生活管理指導票の内容を正しく把握します。

①面談者：関係教職員（管理職、学級担任、養護教諭、栄養教諭・栄養職員等）

※食物アレルギー対応委員会メンバーを中心とします。

②面談内容：面談票（別紙様式2）に基づき行います。

- ・アレルギーの原因食物、症状、家庭での対応等の状況を把握します。
- ・学校生活管理指導表により、具体的連絡先や連絡方法を把握します。
- ・アレルギー疾患や緊急時処方薬等に対する児童生徒の理解度を確認します。
- ・学校生活の様々な場面での具体的な状況を想定し、対応を確認します。学校で「対応できる内容」、「対応できない内容」について正確に伝え、保護者等の理解と協力を得ます。周りの児童生徒への指導事項を確認します。
- ・緊急時処方薬（アドレナリン自己注射薬（商品名「エピペン®」））を処方されている児童生徒については、学校での対応について理解と協力を得ます。また、緊急時の対応のため、関係機関（函館市消防本部）へ情報を提供する旨確認します。
- ・函館市における学校給食の提供までの流れや調理場の現状について説明し、給食での対応について保護者等の理解と協力を得ます。

(3) 「取組プラン」（別紙様式3）の作成

学級担任、養護教諭、栄養教諭・職員は、連携して、調査票・管理指導表・面談票等により学校での対応について検討し、「取組プラン」を作成します。

(4) 「食物アレルギー対応委員会」による「取組プラン」の検討・決定

「食物アレルギー対応委員会」において、「取組プラン」（別紙様式3）を決定します。なお、内容の検討にあたり、学校医、主治医との連携を図ります。

また、当該児童生徒の保護者等に対し、決定した対応方法について説明するとともに、「食物アレルギー対応実施申請書」（別紙様式4）の提出を求めます。

（5）校内における情報共有

教頭は、職員会議等で、「取組プラン」の内容を全職員に周知徹底し、共通理解を図ります。

（6）対応開始

各校は、毎月、栄養教諭等が作成した「食物アレルギー記載予定献立表兼食物アレルギー対応連絡票」（別紙様式5）を保護者等へ配付し、同様式に保護者等が記載する対応内容が、「取組プラン」に基づいた内容であるか確認を行い、対応を開始します。

■ ■ 月毎の対応について ■ ■

「食物アレルギー記載予定献立表兼食物アレルギー対応連絡票」（別紙様式5）の取扱い

1 調理校（親学校）の場合

栄養教諭等 ⇒ 学級担任 ⇒ 保護者等 ⇒ 学級担任 ⇒ 養護教諭・栄養教諭等
※献立表部分記載 養護教諭 ※対応内容記載
※コピー保管

2 子学校、兼務校の場合

親学校／栄養教諭等 ⇒ 給食担当教諭 ⇒ 学級担任 ⇒ 保護者等 ⇒
※献立表部分記載 養護教諭 ※対応内容記載
※コピー保管

学級担任、養護教諭 ⇒ コピー送付親学校、本務校／栄養教諭等

※いずれの場合も、「食物アレルギー対応委員会」で確認後、校長印を押印のうえ、該当部分を切り取り、保護者へ送付する。

（7）評価・見直し・個別指導

学級担任、養護教諭、栄養教諭等は、対象児童生徒の実態把握や対応状況の確認を行います。

また、日頃から保護者等との連携を密にして、食物アレルギーを有する児童生徒の最新の状況を聴取したり、学校給食に対する要望や評価を話し合うなど、対応の充実を図ります。また、保護者等と児童生徒に対する個別指導等を行い、食事についてのアドバイスや精神面のサポートを行います。

(8) 除去していたものを解除する場合

除去していたものを解除するときには、以下の2つのパターンがあります。

- ① 未摂取なものを除去していく解除するとき
- ② 食物経口負荷試験などの結果で解除するとき

未摂取で除去していた食物は、元々食べても症状がでなかつた可能性があるのでそのリスクは決して高くはありません。

しかし、負荷試験などの結果で解除する場合は、食べられるという医師からの診断があっても、家庭において、複数回、学校での最大摂取量を食べても症状が誘発されないことを確認した上で、解除をすすめるべきです。

なお解除は口頭のやりとりのみで済ますことはせず、保護者と学校の間で、除去解除申請書（別紙様式8）を作成し対応することとします。

各学年別の手順 ※各項目の実施時期については目安としてください

★《新規：小学校・義務教育学校新入学児童（新1年生），新規発症者，市外転入生》 ※新規発症者は、②から

①食物アレルギー調査

「食物アレルギー調査票」別紙様式1－1（新規用）を送付・配付し、調査を実施する。

□新入学児童
【送付】10～11月頃
(市教委)

【回収】

- ・就学時健康診断
(市教委→学校)
- ・入学説明会
(学校)

□市外転入生
適宜配付

②学校生活管理指導表（以下、「管理指導表」）の提出／個別面談

食物アレルギーにより、給食の全部または一部が食べられない児童生徒で、学校対応を希望する場合は、面談票別紙様式2により、関係教職員（管理職、養護教諭、学級担任、栄養教諭等／以下同じ）が保護者等と個別面談を実施する。

給食開始前
□新入学児童
1～3月
□新規発症者、市外転入生
適宜実施

③取組プランの検討・決定

管理指導表、面談内容等をもとに、学級担任、養護教諭、栄養教諭等が連携し「取組プラン」別紙様式3を作成、「食物アレルギー対応委員会」において当該児童生徒の対応方法を検討し、校長が決定する。場合によって、学校医、主治医（管理指導表に記載した医師）等、および給食を調理していない学校においては、調理校との連携を図る。

④保護者への説明

「取組プラン」に基づき、関係教職員が保護者等へ対応方法について説明するとともに、保護者等に「食物アレルギー対応実施申請書」別紙様式4の提出を求める。

□新入学児童
新学期前～給食開始
□新規発症者、市外転入生
適宜開始

⑤校内における情報共有

教頭は職員会議等で「取組プラン」の内容を全教職員に周知徹底して共通理解を図る。

⑥対応開始

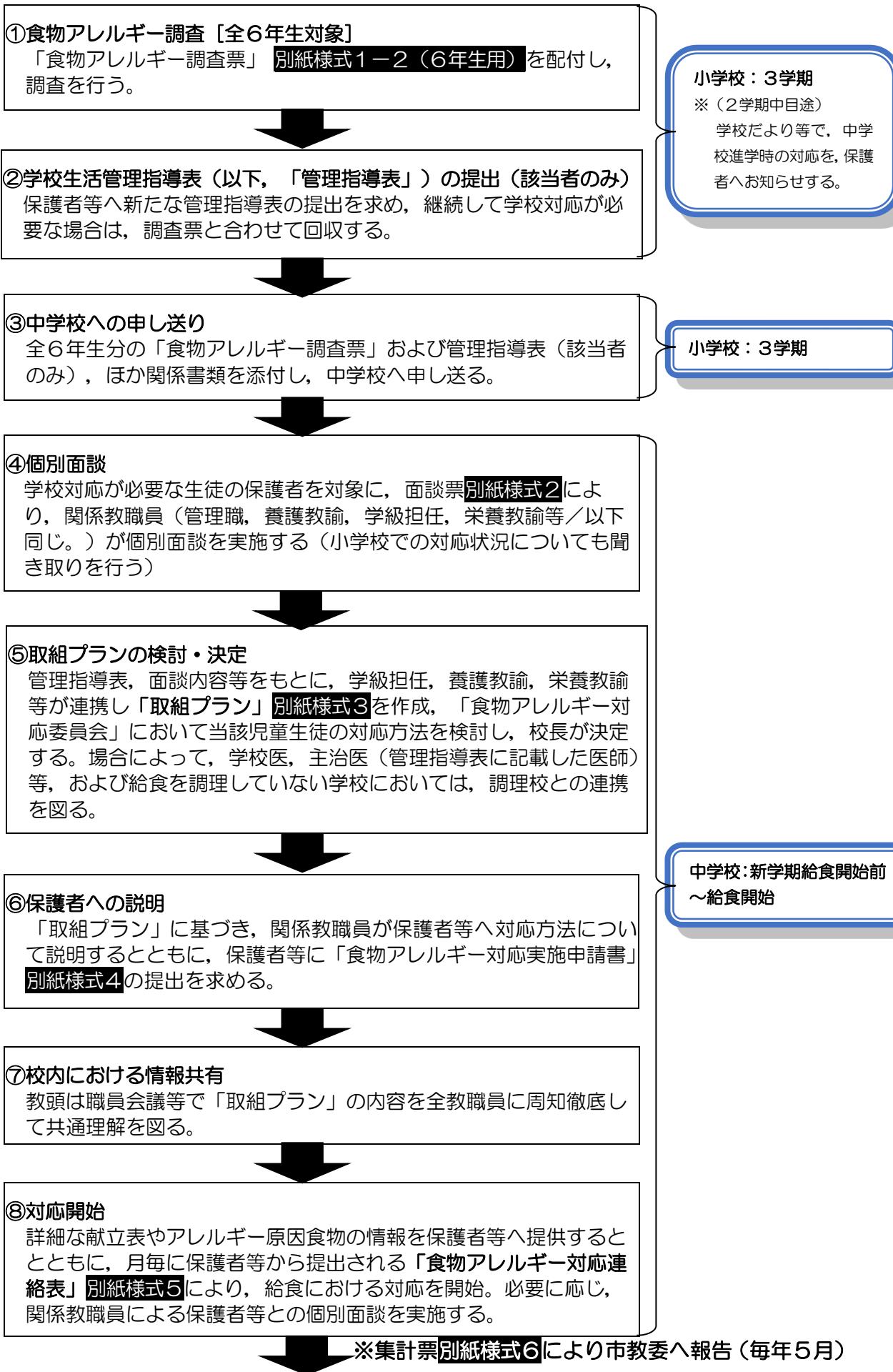
詳細な献立表やアレルギー原因食物の情報を保護者等へ提供するとともに、毎月に保護者等から提出される「食物アレルギー対応連絡表」別紙様式5により、給食における対応を開始する。

※集計票別紙様式6により市教委へ報告（毎年5月）

⑦評価・見直し・個別指導

対象児童生徒の実態把握や対応状況の確認を行うとともに、日頃から保護者等と密な連絡を行い、対応の充実を図る。

★《中学校入学時：小学校6年生（新中学1年生）》



※集計票別紙様式6により市教委へ報告（毎年5月）

⑦評価・見直し・個別指導

対象児童生徒の実態把握や対応状況の確認を行うとともに、日頃から保護者等と密な連絡を行い、対応の充実を図る。

★《進級時：小学校1～5年生、中学校1～2年生、義務教育学校1～8年生＜取組プラン継続児童生徒対象＞》

※学校生活管理指導表（以下、「管理指導表」）の提出があり、取組プランを作成している児童生徒については、学校での配慮や管理が必要な間は、保護者等へ毎年、管理指導表の提出を求める。

①学校生活管理指導表

該当児童生徒の保護者へ提出を求める。
(向こう1年間を通じて考えられる内容を医師に記載してもらう)



②個別面談

【症状、学校対応の変更がある場合】

面談票別紙様式2により、関係教職員（管理職、養護教諭、担任、栄養教諭等／以下同じ。）が保護者等と個別面談を実施。→③へ

【症状、学校対応の変更がない場合】

保護者等に「食物アレルギー対応実施申請書」別紙様式4の提出を求める。→⑥へ



3学期

③取組プランの再検討・決定

「食物アレルギー対応委員会」において、管理指導表、面談内容等をもとに、取組プランの内容について、当該児童生徒の対応方法を再検討し、校長が決定する。場合によって、学校医、主治医（管理指導表に記載した医師）等、および給食を調理していない学校においては、調理校との連携を図る。



④保護者への説明

「取組プラン」に基づき、関係教職員が保護者等へ対応方法の変更等について説明するとともに、保護者等に「食物アレルギー対応実施申請書」別紙様式4の提出を求める。



⑤対応開始

詳細な献立表やアレルギー原因食物の情報を保護者等へ提供するとともに、月毎に保護者等から提出される「食物アレルギー対応連絡表」別紙様式5により、給食における対応を開始。必要に応じ、関係教職員による保護者等との個別面談を実施する。

新学期給食開始前
～給食開始



※集計票別紙様式6により市教委へ報告（毎年5月）

⑥評価・見直し・個別指導

対象児童生徒の実態把握や対応状況の確認を行うとともに、日頃から保護者等と密な連絡を行い、対応の充実を図る。

2. 食物アレルギー対応における役割分担（全体）

（1）校長

- ・校長のリーダーシップのもと、食物アレルギーを有する児童生徒に対応するための組織が有効に機能するよう、校内外の体制を整備し、関係機関との連絡を図ります。
- ・「食物アレルギー対応委員会」を設置し、総括します。

（2）教頭

- ・個別の「取組プラン」について、教職員への共通理解を図ります。
- ・保護者等や関係機関との連絡・連携に関し、総合調整を行います。
- ・必要に応じて保護者等との面談等の機会を設定します。

（3）学級担任

- ・養護教諭や栄養教諭等と連携し、個別の「取組プラン」を作成します。
- ・保護者等との面談等により、アレルギー疾患を有する児童生徒が安全、安心な学校生活を送ることができるよう配慮します。
- ・日常の健康観察から異常の早期発見、早期対応に努めます。
- ・養護教諭や栄養教諭等と連携し、本人や周りの児童生徒への保健指導や健康相談を行います。
- ・他の児童生徒に対して、正しい食物アレルギーの理解を図ります。
- ・配膳時に該当児童生徒の対応について確認し、事故防止に努めます。
- ・担任が不在の場合も、当該児童生徒についての対応ができるようにします。
- ・当該児童生徒の保護者等へ詳細な使用食材等の情報を提供するとともに、対応について再確認を行います。

（4）養護教諭

- ・学級担任や栄養教諭等と連携し、個別の「取組プラン」を作成します。
- ・保護者等との面談等により、食物アレルギーを有する児童生徒の情報を的確に把握します。
- ・学級担任、栄養教諭等と連携し、本人や周りの児童生徒への保健指導や健康相談、健康管理を行います。
- ・主治医、学校医、医療機関と連携する際の中核的な役割を果たします。
- ・学級担任と連携し、異常の早期発見、早期対応に努めます。
- ・食物アレルギー疾患に関する医学的な情報を教職員へ提供します。
- ・緊急時の措置方法を検討します。

（5）栄養教諭・職員

- ・学級担任や養護教諭と連携し、個別の「取組プラン」を作成します。

- ・保護者等との面談等により、食物アレルギーを有する児童生徒の情報を的確に把握します。
- ・必要に応じて、校内アレルギー対応委員会で決定した内容について調理員と共に理解を図ります。
- ・献立作成の際に、食物アレルギーの原因食物について配慮します。
- ・当該児童生徒の保護者等へ食物アレルギーの原因食物に関する情報を提供するとともに、対応について確認を行います。
- ・給食時の指導について学級担任に状況を伝え、アドバイスを行います。

(6) 給食担当教諭

- ・食物アレルギーを有する児童生徒の実態を把握し、学級担任や養護教諭、栄養教諭等との連携を図ります。
- ・食物アレルギーを発症した時の対応方法について事前に確認します。

(7) 学校医・主治医

- ・学校と連携し、食物アレルギー対応に関する指導・助言を行います。

IV 食物アレルギー発生時の対応について

1. 発生時の校内体制および役割

(1) 緊急時の対応

食物アレルギーの発症、特にアナフィラキシーショックなど重い症状を発症した場合には、主治医や保護者等と連絡をとるほか、必要に応じて救急車の要請や医療機関での受診など迅速な対応を行うこととします。

アナフィラキシーショックを一度でも発症したことがある児童生徒の場合は、より迅速な判断と処置が必要となるので、アナフィラキシーショックの有無、保護者等との緊急時の連絡方法、主治医や搬送する医療機関等の情報等を事前に把握するなど緊急時を想定した体制を整備することとします。

① 該当児童生徒への対応

該当児童生徒と接する教職員は、児童生徒の健康状態を観察し、精神的な面に配慮しながら不安や動搖を与えないよう冷静に対応します。

アナフィラキシーを発症する可能性があり、医療機関からアドレナリン自己注射薬（商品名「エピペン®」）を処方されている児童生徒の場合、在校時（登下校時含む。）は、必ず本人が保管（携帯）することとします。（1本目）

保護者等から本人保管分（1本目）とは別に保管依頼がある場合は、保護者等から学校へエピペン保管依頼書（別紙様式7）を提出し、学校において保管することとします。（2本目）

エピペン保管状況は、校内で情報共有し、症状の発現による使用等、迅速な対応に努めることとします。

なお、2本目のエピペンの有効期限が切れた場合は、保護者等へ返還しますが、保護者等が学校での保管を希望する場合は、改めて保管依頼書を提出してもらうこととします。

*緊急時でも児童生徒本人ができる場合は本人が注射しますが、意識がないなど、本人が注射できない場合は、居合わせた教職員により対応することとします。

【緊急時のエピペンの注射について】

エピペンの注射は、法的には「医行為」にあたり、医師ではない者（本人と家族以外の者である第三者）が「医行為」を反復継続する意図をもって行えば医師法に違反することになります。しかし、アナフィラキシーの救命の現場に居合わせた教職員が、「エピペン」を自ら注射できない状況にある児童生徒に代わって注射することは、反復継続する意図がないものと認められるため、医師法違反にならないと考えられます。<別紙／医師法第17条の解釈について>

① 周囲の児童生徒への対応

教職員は不安や動搖を与えないよう冷静に対応します。日頃より、食物アレルギーを含めてアレルギーに対する理解を深めるよう、アレルギーを有する児童生徒に配慮した指導に努めます。

【食物アレルギーを有する児童生徒のエピペンの取扱い】

区分	保管方法	備考
1本目 [必須]	児童生徒本人が保管（携帯）	
2本目 [任意] *保護者等から依頼がある場合	学校が保管（職員室等）	有効期限が切れた場合は保護者へ返還する。

【参考／エピペン®の適応（小児アレルギー学会）】

エピペンが処方されている患者でアナフィラキシーショックを疑う場合、下記症状が一つでもあれば使用すべきである。

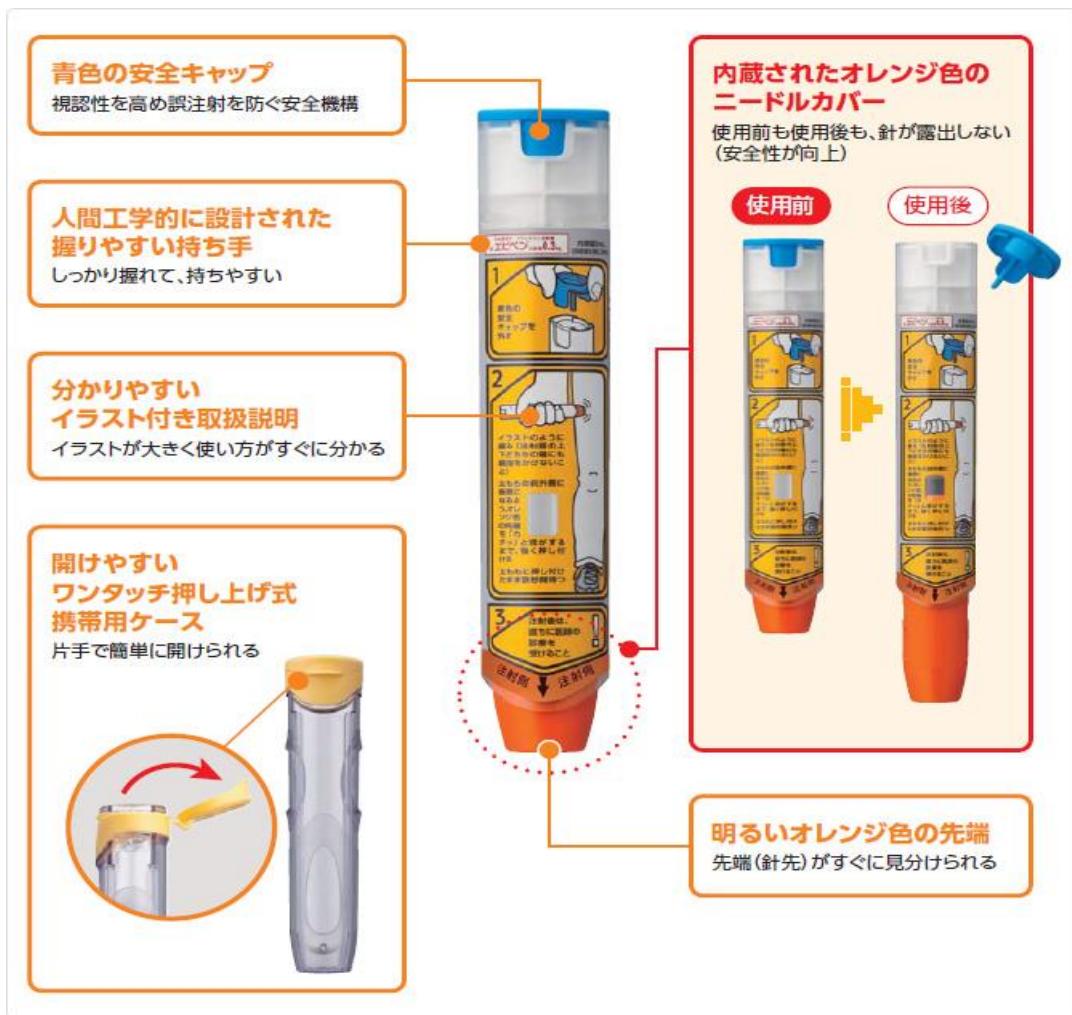
消化器の症状	・繰り返し吐き続ける　・持続する強い（我慢できない）お腹の痛み
呼吸器の症状	・のどや胸が締め付けられる・声がかされる・犬が吠えるような咳 ・持続する強い咳込み　・ゼーゼーする呼吸　・息がしにくい
全身の症状	・唇や爪が青白い　・脈を触れにくい、不規則 ・意識が朦朧としている　・ぐったりしている　・尿や便を漏らす

(2) 指揮系統

保護者等への連絡、主治医等への連絡、医療機関への連絡など、各学校において、校長、教頭、養護教諭、栄養教諭・職員、学級担任等で迅速に対応できる体制を整備します。

[エピペンの打ち方]

・製品本体各部の名称と仕組み



・使い方

- ①安全キャップをはずす
- ②太もも前外側の筋肉に注射する（③緊急時の場合は衣服の上からも注射可能）



* <http://www.epipen.jp/teacher/>

<別紙>

厚生労働省回答文

医政医発第 0707 第 2 号
平成 21 年 7 月 7 日

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長 殿

厚生労働省医政局医事課長

医師法第 17 条の解釈について(回答)

平成 21 年 7 月 6 日付 21 ス学健第 9 号にて照会のありました標記の件については、貴見のとおりと思料します。

文部科学省照会文

21 ス学健第 9 号
平成 21 年 7 月 6 日

厚生労働省医政局医事課長 殿

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長
松川憲行

医師法第 17 条の解釈について(照会)

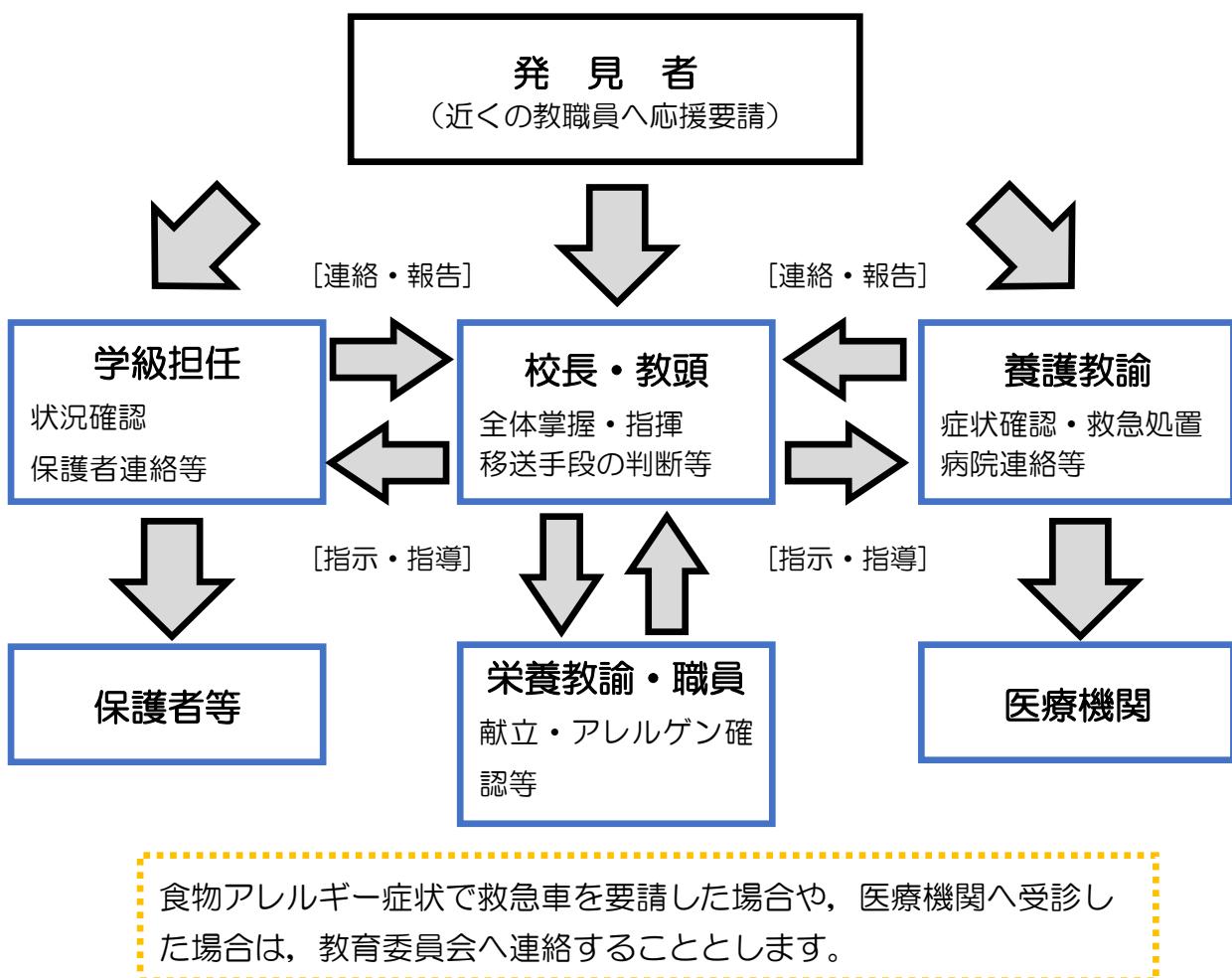
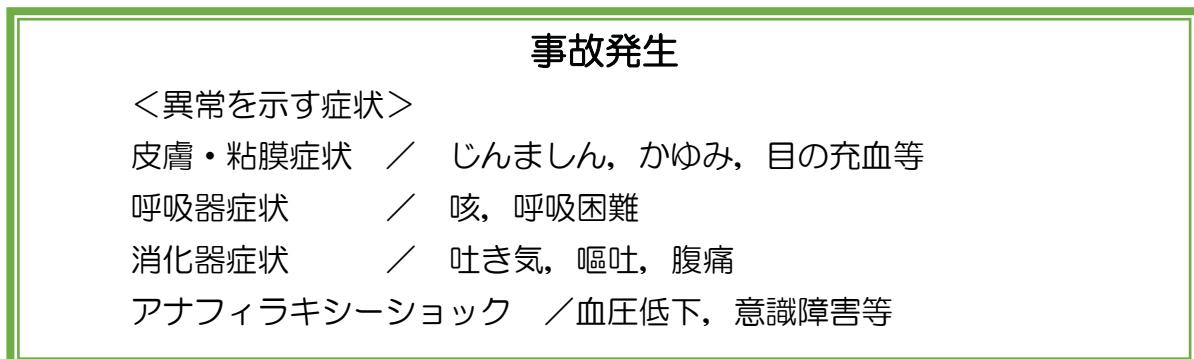
標記の件について、下記のとおり照会しますので、ご回答くださるようお願い申し上げます。

記

アナフィラキシーショックで生命が危険な状態にある児童生徒に対し、救命の現場に居合わせた教職員が、アドレナリン自己注射薬を自ら注射できない本人に代わって注射することは、反復継続する意図がないものと認められるため、医師法第 17 条によって禁止されている医師の免許を有しない者による医業に当たらず、医師法違反にならないと解してよろしいか。

2. 校内の緊急体制について

[役割分担例]



*状況に応じて、救急処置、エピペン注射、その他必要な対応をとることとします。

*上記役割等については、あくまでも参考例であり、学校状況や事故発生時の状況にあわせて適切な対応をとることとします。

*救急車で搬送する場合は、当該児童生徒と同乗する教職員が、学校生活管理指導表や献立表等、受診に必要な資料を持参することとします。

3. 事故の未然防止

事故の発生を防ぐため、当該アレルギー児童生徒について、学校と保護者等間で情報の共有を図るとともに、学校内においても、関係職員間で給食における対応を事前に把握しておくこととします。

また、様々な研修機会を利用し、教職員がアレルギーに対する知識を深めるとともに、校内にアレルギー対応について確認する掲示物等を掲示するなど、万一の事故に備えることとします。

記入日： 年 月 日

食物アレルギー調査票

入学（転入）予定校
学校名ふりがな
児童生徒氏名
男・女
保護者氏名
(電話番号：)

★下記の問い合わせの該当するものに○印をつけ、それ以外は具体的にご記入ください。

問1 食物アレルギーはありますか？

() ない → 以上で終了です。
() ある以下の質問にお答え下さい

問2 食物アレルギー原因食物についてご記入ください

問3 今までにどのような症状がでましたか。

() じんましん () 下痢 () 吐き気
() 口唇やのどなどのはれやかゆみ () アナフィラキシー
() その他【 】

問4 現在、除去している食品はありますか。

() ある 【食品名： 】
() ない

問5 食品を除去しているのは医師の指示ですか。

() 医師の指示による
() 医師の指示ではなく、保護者の判断による
() その他【 】

問6 エピペン®を処方されていますか。

() いる () いない

問7 学校での食物アレルギーに対する対応（献立の詳細な情報提供）を希望しますか。
() 希望する () 希望しない

問7で「希望する」と回答された方は、入学後の給食対応を決定するための個別面談を行います。

個別面談の実施日については、学校から連絡いたしますので、実施日までに医療機関において「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を記載してもらい、学校へ提出してください。

なお、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の発行は保険適用となる場合を除き有料で、保護者負担となりますので、ご了承ください。（就学援助を受給している方（準要保護者）は、発行手数料（文書料）の一部または全部について公費負担制度があります。）

ご協力ありがとうございました。

記入日： 年 月 日

食物アレルギー調査票

ふりがな
小学校 6年 組 児童氏名 男・女

保護者氏名
(電話番号：)

★下記の問い合わせる該当するものに○印をつけ、それ以外は具体的にご記入ください。

問1 食物アレルギーはありますか？

- () ない → 以上で終了です。
() ある



以下の質問にお答え下さい

問2 食物アレルギー原因食物についてご記入ください

問3 今までにどのような症状がでましたか。

- () じんましん () 下痢 () 吐き気
() 口唇やのどなどのはれやかゆみ () アナフィラキシー
() その他【 】

問4 現在、除去している食品はありますか。

- () ある 【食品名： 】
() ない

問5 食品を除去しているのは医師の指示ですか。

- () 医師の指示による
() 医師の指示ではなく、保護者の判断による
() その他【 】

問6 エピペン®を処方されていますか。

- () いる () いない

問7 中学校での食物アレルギーに対する対応(献立の詳細な情報提供)を希望しますか。
() 希望する () 希望しない

本調査票(関係書類を含む)は、小学校から進学先の中学校へ申し送りいたしますので、ご了承ください。

なお、問7で「希望する」と回答された方は、進学後の給食対応を決定するための個別面談を行いますので、医療機関において「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」を記載してもらい、提出してください。

個別面談の実施日については、中学校からご連絡いたします。

また、「学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)」の発行は保険適用となる場合を除き有料で、保護者負担となりますので、ご了承ください。(就学援助を受給している方(準要保護者)は、発行手数料(文書料)の一部または全部について公費負担制度があります。)

ご協力ありがとうございました。

函館市版【学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）】

情報提供先学校名 _____

学校医等 _____ 殿

児童生徒氏名 _____ 男・女 _____ 年 _____ 月 _____ 日生(____歳) _____ 学校 _____ 年 _____ 組 提出日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

病型・治療		学校生活上の留意点		※優先順は、下記に記載ください ★保護者 電話: ★連絡医療機関 医療機関名: 電話: 記載日 年 月 日 医師名 印 医療機関名
A.食物アレルギー病型(食物アレルギーありの場合のみ記載) 該当する数字に○をしてください 1.即時型 2.口腔アレルギー症候群 3.食物依存性運動誘発アナフィラキシー		A.給食 1.管理不要 2.管理必要 B.食物・食材を扱う授業・活動 1.管理不要 2.管理必要 C.運動(体育・部活動等) 1.管理不要 2.管理必要 D.宿泊を伴う校外活動 1.管理不要 2.管理必要		
B.アナフィラキシー病型(アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載) 該当する数字に○をしてください 1.食物(原因) 2.食物依存性運動誘発アナフィラキシー 3.運動誘発アナフィラキシー 4.昆蟲 5.医薬品 6.その他()				
C.原因食物・除去根拠 該当する食品の番号に○をし、かつ《 》内に除去根拠を記載 1.鶏卵 《 》 [除去根拠]該当するもの全てを《 》内に記載 2.牛乳・乳製品 《 》 ①明らかな症状の既往 ②食物経口負荷試験陽性 3.小麦 《 》 ③IgE抗体等検査結果陽性 ④未摂取 4.ソバ 《 》 ()に具体的な食品名を記載 5.ピーナツ 《 》 6.甲殻類 《 》 (すべて・エビ・カニ) 7.木の実類 《 》 (すべて・クルミ・カシュー・アーモンド) 8.果物類 《 》 () 9.魚類 《 》 () 10.肉類 《 》 () 11.その他1 《 》 () 12.その他2 《 》 ()		E.原因食物を除去する場合により厳しい除去が必要なもの ※本欄に○がついた場合、該当する食品を使用した料理について、給食対応が困難となる場合があります。 鶏卵:卵殻カルシウム 牛乳:乳糖・乳清焼成カルシウム 小麦:醤油・酢・味噌 大豆:大豆油・醤油・味噌 ゴマ:ゴマ油 魚類:かつおだし・いりこだし・魚醤 肉類:エキス		
D.緊急時に備えた処方薬 1.内服薬(抗ヒスタミン薬、ステロイド薬) 2.アドレナリン自己注射薬(「エピペン®」) 3.その他()		F.その他の配慮・管理事項(自由記載)		

※ 以下は保護者の方がご記入ください

<緊急時連絡先> 優先順にご記入ください

① 名前

電話番号

携帯番号

② 名前

電話番号

携帯番号

③ 名前

電話番号

携帯番号

学校における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を関係職員及び関係機関で共有することに同意します。
 (「エピペン®」が処方されている場合) 緊急時、本人ができる場合は、本人が注射します。意識がないなど本人が注射できない場合は、注射をお願いいたします。

保護者名

面 談 票

※裏面もあります。

年 組 番 (男・女)	児童生徒氏名
(生年月日) 平成 年 月 日生	保護者氏名

面 談 日	面 談 参 加 者
平成 年 月 日 ()	

↓質問番号前の□はチェック欄

- 質問1 食物アレルギーを起こす原因食物、具体的な症状、症状が出る量、加熱による可食の有無について教えてください。

例) 原因食物が卵の場合、揚げ物のつなぎ程度であれば食べられるか等を確認する。

原因食物	具体的な症状	症状が出る量	加熱による可食の有無
(例) 鶏卵	(例) 湿疹が出る	(例) 揚げ物のつなぎ程度	×

- 質問2 家庭で、原因食物の除去をしていますか。

- () 医師の指示による除去 【食品名】
 () 保護者の判断による除去 【食品名】
 () 除去していしない

- 質問3 現在アレルギー疾患の治療のために使用している薬について教えてください。

- () ある 【内服薬】 【吸入薬】
 () 【外服薬】 【注射薬】
 () ない

- 質問4 学校に携帯を希望する薬はありますか。

- () ある 【薬剤名】
 () ない

- 質問5 軽度のアレルギー症状の対応方法について

--

- 質問6 ごく微量（コンタミネーション）でもアレルギー症状を引き起こす可能性はありますか。

- () ある
 () ない

※アレルギー専用の調理設備や器具類を使用していないことを説明したうえで質問する。

※給食では、揚げ油の油を複数回使用していることを説明したうえで質問する。

- 質問7 アナフィラキシーの経験はありますか。

- () ある 【回数 回】 【原因】
 【具体的な症状、直近の発生時期等】
 () ない

□質問8 運動でアナフィラキシーを発症したことがありますか。 (裏面)

- () ある 【食品との関連： 有 ・ 無 】 【直近の発生時期等】
() ない

□質問9 アナフィラキシー発生時の対応について教えてください。

□質問10 エピペン®を処方されていますか。

- () 処方されている →
 - ・何本処方されていますか。 () 本
 - ・どこに保管していますか。 () 家庭で保管している
() 本人が携帯している
() その他
() 処方されていない

※学校での保管を依頼する場合は、保護者が「エピペン®」保管依頼書（別紙様式7）を
学校長あてに提出することを説明する。

□質問11 学校給食の対応について ※函館市の学校給食では、調理場での除去食・代替食対応はできません

- ①家庭から、弁当または代替食を持参しますか。 () する ・ しない)
②原因食物が給食に出たとき、自分で除去できますか。 () できる ・ できない)
③牛乳の停止を希望しますか。 () する ・ しない)
④米飯の停止を希望しますか。 () する ・ しない)
⑤パンの停止を希望しますか。 () する ・ しない)
⑥毎月、詳細な献立表を希望しますか。 () する ・ しない)
⑦給食当番では、どのような配慮が必要ですか。

□質問12 学校給食での食物アレルギーに対する対応を希望しますか。

- () 希望する → 食物アレルギー対応実施申請書（別紙様式4）を提出させる。
() 希望しない

□質問13 事故の未然防止のため、様式5「食物アレルギー記載予定献立表兼食物アレルギー対応連絡票」を教室に掲示してもよいですか。※学校の取り組みに応じて聞き取りしてください。

- () はい
() いいえ

□質問14 食物以外のアレルギーはありますか。

- () ある →
() ない

□質問15 その他、注意点や配慮すべきことはありますか。

校長	教頭	担任	養護教諭	栄養教諭・職員	作成者

取組プラン

《調査票、学校生活管理指導票、面談票、対応実施申請書とともに保管》

作成日 年 月 日

1 学校給食における対応決定事項

	決定（年 月 日）	変更（年 月 日）	変更（年 月 日）
レベル1 詳細な献立表対応	自分で除去する食品	自分で除去する食品	自分で除去する食品
レベル2 一部弁当	弁当対応する食品（代替食材含む）	弁当対応する食品（代替食材含む）	弁当対応する食品（代替食材含む）
完全弁当			
給食停止等	・牛乳停止 ・米飯停止 ・パン停止	・牛乳停止 ・米飯停止 ・パン停止	・牛乳停止 ・米飯停止 ・パン停止

※アナフィラキシーを誘因する食材の除去は不可とします。

※具体的な食材の対応については、「食物アレルギー記載予定献立表兼食物アレルギー対応連絡票」（別紙様式5）により確認します。

2 エピペン®や持参薬について

	保管場所等	具体的な配慮と対応
エピペン® (有 • 無)	① 本人 () ②	
持参薬 (有 • 無)	① (種類：) ② (種類：)	

3 学校での様子～学校でアレルギーを発症した場合などを記録

	年 月 日	年 月 日	年 月 日
症状			
処置経過			
その他			

4 その他留意事項等 ※要記入年月日

--

校長	教頭	担任	養護教諭	栄養教諭・職員	作成者

年 月 日

函館市立

学校長 様

保護者氏名 _____

食物アレルギー対応実施申請書

食物アレルギーによる学校給食への対応について、下記のとおり申請します。

なお、学校給食の実施にあたり、食物アレルギー原因食物の微量混入（コンタミネーション）の可能性があることに同意いたします。

記

(ふりがな) 児童生徒氏名	性別 (男・女)	年 組	生年月日	年 月 日
住所	〒		電話番号	
かかりつけの 病院・主治医			電話番号	
希望する対応内容 (該当項目に□を記載)				
(主食・牛乳) <input type="checkbox"/> 米飯停止 <input type="checkbox"/> パン停止 <input type="checkbox"/> 牛乳停止 (副食) <input type="checkbox"/> 自分で除去する食品 <食品名：> <input type="checkbox"/> 弁当（一部食材含む）を持参 <食品名：> <input type="checkbox"/> その他 ())				

食物アレルギー記載予定献立表 兼 食物アレルギー対応連絡票

No.

保護者氏名	対応内容記載 → 学校 → 内容確認 保護者			(確認欄)				
※コピーを保管								
児童生徒氏名		年 組	男・女	校長	教頭	担任	養護教諭	栄養教諭・職員
アレルギー原因食物	(例) 乳 りんご			該当項目に✓を記載				

冒頭ページ記載

年 月分

日 曜	献立名	おもな材 料			アレルギー原因食物										保護者 対応内容記載欄			
		血や筋肉や骨となるもの	からだの調子をよくするもの	熱や力になるもの	小麦	卵	乳	えび	カニ	落花生	そば	りんご	※特定原材料以外の原因食物は、アレルギー児童生徒の状況に応じ記載する					
記載例	ごはん	牛乳		精白米														
	おでん	昆布 油揚げ かまぼこ 卵	こんにゃく にんじん 大根	じゃが芋 砂糖	●	●										✓		
	さんまかんろ煮	さんま		水あめ 砂糖	●													
	りんご		りんご						●						✓			
/																		
/																		
/																		
/																		

切り取り

保護者氏名：

年 月分 食物アレルギー対応について確認いたしました。

学校名

校長

印

最終ページ記載

※急なメニューの変更や保護者の対応内容に確認がある場合は、隨時ご連絡します。

食物アレルギー児童生徒集計票

学校名 _____

記入者名 _____

児童生徒在籍数 人（男） 人・女 人

※ .5.1 現在

1 学校生活管理指導表を提出している児童生徒数について

※ () 内には、内数として学校生活管理指導表の提出があるが、給食での管理が不要な人数を記載ください。

(単位：人)

1年生		2年生		3年生		4年生		5年生		6年生		計	
男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
合計													()

2 1の児童生徒の食物アレルギー原因食物について（複数回答可）

①表示義務（特定原材料7品目）

(単位：人)

えび	かに	小麦	そば	卵	乳(牛乳含む)	落花生 (ピーナッツ)

②表示奨励（21品目）

(単位：人)

アーモンド	あわび	いか	いくら	オレンジ	キウイ	牛肉

くるみ	鮭	さば	大豆	鶏肉	バナナ	豚肉

まつたけ	もも	やまいも	りんご	ゼラチン	ごま	カシューナッツ

③その他

(単位：人)

(裏面)

3 学校給食の喫食状況と弁当等の持参状況について（複数回答可）

食物アレルギーのため、給食を食べることができない児童生徒の人数と、その場合に、家庭から弁当（一部食材含む）を持参している人数を記載ください。

(単位：人)

① 全食不可	② 主食					
	米飯		パン		スパゲティ	
弁当持参	喫食できない	代替食持参	喫食できない	代替食持参	喫食できない	代替食持参

③ 副食（おかず）			④ 牛乳		
一部喫食でき ない	代替食持参	ほとんど全て 喫食できない	代替食持参	飲むことがで きない	代替飲料持参

※乳糖不耐性の児童生徒は含みません

※①の計上数は、②～④に含めない

4 給食費の返却等の対応について（該当項目に○を記載）

(単位：人)

学年		一部不徴収				全食不徴収	その他対応
年	男・女	米飯代	パン代	牛乳代	副食代	全額	
年	男・女	米飯代	パン代	牛乳代	副食代	全額	
年	男・女	米飯代	パン代	牛乳代	副食代	全額	
年	男・女	米飯代	パン代	牛乳代	副食代	全額	
年	男・女	米飯代	パン代	牛乳代	副食代	全額	

5 アドレナリン自己注射薬「エピペン®」の保有児童生徒について

年組	氏名	本人 保管①	学校保管について②	有効 期限
年 組		有	有／保管方法（ ）・無	① ②
年 組		有	有／保管方法（ ）・無	① ②
年 組		有	有／保管方法（ ）・無	① ②

※該当する児童生徒がいる場合、学校生活管理指導表を添付

年 月 日

函館市立 学校（学園）長 様

保護者氏名

「エピペン®」保管依頼書

下記のとおり、貴校での保管を依頼いたしますので、宜しくお願ひいたします。

記

ふりがな		年 組	男・女
児童生徒氏名			

1 学校での保管方法

貴校の状況に合わせ、適切な保管をお願いいたします。

2 使用期限について

保管依頼する「エピペン®」の有効期限は、 年 月までです。

※有効期限が切れた場合は保護者が引き取ります。

学校での保管を希望する場合は、再度保管依頼書を提出いたします。

※エピペンは、別途本人に保管（携帯）させます。

3 原因物質および既往症状

原因物質	既往症状

4 連絡事項欄

別紙様式 8

除去解除申請書

年 月 日

(学校名) _____

(年組) _____ 年 組 _____

(児童生徒氏名) _____

本児童生徒は学校生活管理指導表により除去していた
(食品名 : _____)について、医師の指導の元、これまでに
複数回摂取して症状が誘発されていませんので、学校給食における
除去解除をお願いします。

(保護者氏名) _____

各種様式について

学校給食における食物アレルギー対応に係る書類の提出

区分	内容	学校生活 管理指導表	食物アレルギー 対応実施申請書
学校対応あり	米飯・パン停止	○	○
	牛乳停止	○	○
	弁当持参 (一部食材含む)	○	○
	自己除去	○	○
学校対応なし		×	×

各種様式の保存期間

様式	保存(保管) 期間	保存(保管)期間後の 取り扱い等	作成者	管理者
食物アレルギー調査票	様式1-1 様式1-2	在校中	廃棄	保護者等
学校生活管理指導表		翌年度提出時まで	保護者へ返却	医療機関 ※緊急時連絡先、 署名は保護者
面談票	様式2	次回作成まで	廃棄	【親学校(調理校)】 ・担任、養護教諭、 栄養教諭・職員 【子学校】 ・担任、養護教諭
取組プラン	様式3	在校中	廃棄	【親学校(調理校)】 ・担任、養護教諭、 栄養教諭・職員 【子学校】 ・担任、養護教諭
食物アレルギー対応実施 申請書	様式4	翌年度提出時まで	廃棄	保護者等
食物アレルギー記載予定献立表兼 食物アレルギー対応連絡票	様式5	1年	廃棄	【献立表】 ・栄養教諭・職員 【対応内容】 ・保護者等
食物アレルギー児童生徒集計票	様式6	毎年度学校から市教委へ提出 (学校保管は1年)	管理職 (養護教諭または 栄養教諭・職員の作 成も可)	市教委
「エピペン®」保管依頼書	様式7	学校対応 期間中	廃棄	保護者等
除去解除申請書	様式8	翌年度提出時ま で	廃棄	保護者等

本書は
管理職保管

市教委

本書は
管理職保管

別紙 1

保険適用の要件について

・保険適用は以下の要件を満たす必要があります（2～3はどちらかを満たしている必要があります）。

1 受診する児童生徒の通学する学校の学校医に対して、学校生活管理指導表を提供する場合（患者1人につき月1回）。

※児童生徒本人・保護者が医療機関から管理指導表の発行を受け、学校に提出する場合も要件に該当します。

(注意)

・主治医（学校生活管理指導表を記載する医師）と学校医が同一の場合は、診療情報の提供の対象とはなりません。
よって、保険適用の要件を満たしません。

2 学校生活管理指導表のアナフィラキシーありに該当する患者。

3 学校生活管理指導表の食物アレルギーあり（除去根拠のうち、食物経口負荷試験陽性または明らかな症状の既往およびIgE抗体等検査結果陽性に該当する者に限る。）に該当する患者。

(注意)

・食物経口負荷試験陽性に該当する場合か、明らかな症状の既往とIgE抗体等検査結果陽性の両方に該当する場合に対象となります。

(参考書類)

・保険医療機関が交付するアレルギー疾患に係る学校生活管理指導表の保険適用について（文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課令和4年4月1日付事務連絡）

事務連絡
令和4年4月1日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
各国立大学法人担当課
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

保険医療機関が交付するアレルギー疾患に係る
学校生活管理指導表の保険適用について

今般、令和4年度診療報酬改定において、別紙のとおり、保険医療機関が、アナフィラキシーの既往歴のある患者もしくは食物アレルギー患者である児童生徒等の通学する学校等（学校教育第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等学校及び同法第124条に規定する専修学校をいう。）の学校医（幼稚園における園医を含む）に対して、当該児童生徒等が学校生活を送るに当たって必要な情報（学校生活管理指導表等）を提供した場合に、診療情報提供として診療報酬の算定の対象となりましたのでお知らせいたします。

学校におけるアレルギー疾患への対応については、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（令和元年度改訂、発行：公益財団法人日本学校保健会、監修：文部科学省）及び「学校給食における食物アレルギー対応指針」（平成26年度、発行：文部科学省）等を踏まえ、医師の診断に基づく学校生活管理指導表（以下「管理指導表」という。）を用いることとされています。

今回の改定は、アレルギー疾患のうちアナフィラキシー及び食物アレルギー（保険医療機関が交付する生活管理指導表のアナフィラキシーありに該当する患者若しくは食物アレルギーあり（除去根拠のうち、食物経口負荷試験陽性又は

明らかな症状の既往及びIgE抗体等検査結果陽性に該当する者に限る。))に該当する患者について、管理指導表の発行に係る保護者の負担軽減につながるものであり、各学校等においてこれらの管理指導表の提出を求める場合は、下記にご留意の上、ご対応いただきますようお願いします。

なお、本件については、厚生労働省と協議済みであることを申し添えます。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（専修学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体、文部科学大臣所轄学校法人、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局におかれては所管の学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して周知されるようお願いします。

記

1. 管理指導表の学校等への提出について

今回の診療報酬改定において保険適用となったアナフィラキシー及び食物アレルギーに係る管理指導表の発行については、本人・保護者が医療機関から管理指導表の発行を受け、学校等に提出する従来の方法で差し支えないこと。その際、主治医と学校医が同一の場合は診療情報の提供の対象とならないため、当該児童生徒等が通学する学校名を管理指導表等により医療機関に伝える必要があること。

2. 学校医への情報共有について

診療を行う医療機関の主治医から保護者等を介して学校等に交付される管理指導表は、当該学校の学校医に対する診療情報の提供である趣旨に鑑み、学校医へ適切に情報共有すること。

以上

(本件担当)

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課

TEL : 03-5253-4111 (内線2070)

(別紙)

1. 診療報酬の算定方法の一部を改正する件(令和4年厚生労働省告示第54号)
(抜粋)

○別表第一 医科診療報酬点数表

(第2章第1部第1節 医学管理料等)

区分B 009 診療情報提供料(Ⅰ) 250点

注7 保険医療機関が、児童福祉法第6条の2第3項に規定する小児慢性特定疾病医療支援の対象である患者、同法第56条の6第2項に規定する障害児である患者又はアナフィラキシーの既往歴のある患者若しくは食物アレルギー患者について、診療に基づき当該患者又はその家族等の同意を得て、当該患者が通園又は通学する同法第39条第1項に規定する保育所又は学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)等の学校医等に対して、診療状況を示す文書を添えて、当該患者が学校生活等を送るに当たり必要な情報を提供した場合に、患者1人につき月1回に限り算定する。

2. 診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について(通知)
(令和4年3月4日保医発0304第1号)(抜粋)

○別添1 医科診療報酬点数表に関する事項

(第2章第1部第1節 医学管理料等)

区分B 009 診療情報提供料(Ⅰ)

(17) 「注7」に掲げるアナフィラキシーの既往歴のある患者若しくは食物アレルギー患者については、保険医療機関が交付する生活管理指導表のアナフィラキシーありに該当する患者若しくは食物アレルギーあり(除去根拠のうち、食物経口負荷試験陽性又は明らかな症状の既往及びIgE抗体等検査結果陽性に該当する者に限る。)に該当する患者であって、当該患者が通園又は通学する学校等の学校医等に対して、当該学校等において当該患者(18歳に達する日以後最初の3月31日以前の患者をいう)が生活するに当たり必要な診療情報や学校生活上の留意点等を記載した生活管理指導表を交付した場合に算定する。

なお、アナフィラキシーの既往歴のある患者若しくは食物アレルギー患者に生活管理指導表を交付する場合にあっては、患者又は家族等を介して当該学校等に交付できるものであること。

ただし、食物アレルギー患者については、当該学校等からの求めに応じて交付するものであること。

(18) 「注7」に掲げる「学校等」とは、児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園、児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業を行う者、同条第10

項に規定する小規模保育事業を行う者及び同条第 12 項に規定する事業所内保育事業を行う者並びに学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校及び同法第 124 条に規定する専修学校をいう。

- (19) 「注 7」に掲げる「学校医等」とは、当該学校等の学校医、嘱託医又は当該学校等が医療的ケアについて助言や指導を得るために委嘱する医師をいう。
- (20) 「注 7」については、当該保険医療機関の主治医と学校医等が同一の場合には算定できない。

学校給食における食物アレルギー対策マニュアル検討会議

委員 [平成28年3月現在]

- | | | |
|---------|---------------|--------------|
| ・沢田 慶一 | 函館市立弥生小学校長 | (函館市小学校長会) |
| ・伊藤 勝 | 函館市立潮見中学校長 | (函館市中学校長会) |
| ・畠江 桂子 | 函館市立北星小学校栄養教諭 | (函館市栄養教育研究会) |
| ・伊藤 紗子 | 函館市立亀田中学校栄養教諭 | (函館市栄養教育研究会) |
| ・高橋 和恵 | 函館市鍛神小学校養護教諭 | (函館市養護教育研究会) |
| ・小玉 賴子 | 函館市本通中学校養護教諭 | (函館市養護教育研究会) |
| ・依田 弥奈子 | 市立函館病院小児科長 | (函館市医師会) |

学校給食における食物アレルギー対策マニュアル検討会議（改訂版）

委員 [令和2年10月現在]

- | | | |
|---------|----------------|--------------|
| ・永井 貴之 | 函館市立南本通小学校長 | (函館市小学校長会) |
| ・古俣 みきお | 函館市立戸倉中学校長 | (函館市中学校長会) |
| ・川端 裕香 | 函館市立千代田小学校栄養教諭 | (函館市栄養教育研究会) |
| ・後藤 美千代 | 函館市立亀田中学校養護教諭 | (函館市養護教育研究会) |
| ・斎藤 富士子 | 函館市立桔梗小学校養護教諭 | (函館市養護教育研究会) |
| ・依田 弥奈子 | 函館新都市病院小児科主任科長 | (函館市新都市病院) |

函館市学校給食食物アレルギー対策マニュアル（改訂版）

令和4年9月発行

函館市教育委員会 学校教育部 保健給食課